**欠 格 条 項 非 該 当 申 立 書**

令和　　年　　月　　日

（ 任 命 権 者 ）　様

氏名

　私は、次の各号のいずれにも該当しません。

　　　１　拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者※

　　　２　いわき市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から２年を経過しない者

　　　３　人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者

　　　４　日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴　　　　力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

　　　※　刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和４年法律第68号）の規定により、懲役又は禁錮の刑について、拘禁刑に処せられたものとみなされます。